

指 名 停 止 一 覧

日付	商号又は名称	期 間	理 由	備 考
R7. 4. 2	新明和工業株式会社 流体事業部営業本部中部 支店	R7. 4. 3 ~ R7. 11. 2	当該業者が公正取引委員会から機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	要領第4条第1項 (別表3-1)
R7. 5. 15	株式会社ニック	R7. 5. 16 ~ R9. 5. 15	名古屋市が発注した観光プロモーション事業を巡り、株式会社ニックの取締役が、便宜を図ってもらった見返りに、組合等の職員である名古屋市観光交流部の元担当課長に現金を渡したとして、令和7年5月8日に贈賄容疑で逮捕されたため。	要領第4条第1項 (別表2-1)
R7. 6. 30	株式会社博報堂 中部支社	R7. 7. 1 ~ R8. 6. 30	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年6月23日に公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領第4条第1項 (別表3-1)